

甲州市立東雲小学校「学校いじめ防止基本方針」

「山梨県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校では「学校いじめ防止基本方針」を次のとおり策定する。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。また他の児童に対して行われるいじめを放置してはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見とともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、Q-U調査結果を活用して、きめ細やかに学級づくり、人間関係づくりを進める。
- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交渉能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 児童がいじめの傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとったり、いじめ防止の助けとなる自主的な活動を行ったりすることの重要性を理解させる。
- 保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図り、学習会を行うなど必要な啓発活動を進める。
- 特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

②いじめの早期発見のための措置

- いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対して、毎学期定期的に調査を実施するとともに、児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- いじめ調査実施後、担任との面談を全児童に対して実施する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところでいじめが発生している場合もあるので、背景の事情を、面談を通じて調査する。
- 担任は、いじめに関して気になる児童がいるときは、速やかにいじめ対策校内委員会等に報告し、保護者に連絡を取る。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携するなどしてその状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。
- ・インターネットを通じて行われるいじめが、重大な人権侵害に当たり、法律に触れることを理解させるために、情報モラル教育の充実を図り、児童の意識向上と、保護者への啓発を進める。

(2) いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策校内委員会」を設置する。
〈構成員〉 校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 学級担任 養護教諭 学校栄養職員 学校司書
(必要に応じて、市SC, 地区SSW, 学校医, 所轄警察署員を招聘する。)
- 〈活動〉 アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。いじめの事案に関する対処に関すること。学校いじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直すこと。
- 〈開催〉 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童と、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要性が認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・いじめの解消については、いじめの行為が3か月を目安として止んでいることと、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つが満たされていることを基本とし、他の事情も考慮して判断する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、甲州市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 甲州市教育委員会と協議の上、当該事態には「いじめ対策校内委員会」で調査し、進展を綿密に報告する。
- ③ 調査によって事態、背景等を明らかにし、組織的な対処等が決定してから、甲州市教育委員会、または管理職を通じて各機関に対応する。
- ④ 当該事態の調査結果、対処について、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。また、甲州市教育委員会に報告する。